

少数株主の株主総会招集許可申立書

収入印紙 注1
1,000円
貼 付

株主総会招集許可申立書

(※割印不可)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京地方裁判所民事第8部 御中 注2

申立人代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申 立 人 ○ ○ ○ ○

(送達場所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法律事務所

同代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

関 係 人 ○ ○ 株式会社

同代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

申立ての趣旨

「下記の決議を目的とする株主総会を申立人において招集することを許可する。」との裁判を求める。

記

〇〇株式会社取締役A，同B，同C及び監査役Dの任期満了による後任取締役3名及び後任監査役の選任 注3

申立ての理由

- 1 関係人は，発行済株式の総数6000株の定款に株式譲渡制限の定めがある株式会社である（甲第1，2号証）。
- 2 申立人は，関係人の発行済株式の100分の3以上を有する株主であり，その持株数は600株である（甲第3号証）。注4
- 3 関係人は，令和〇〇年〇〇月以降，今日に至るまで1回も定時又は臨時株主総会を開催したことがなく，取締役及び監査役の各任期も，令和〇〇年〇〇月〇〇日以前において既に満了している（甲第1，2号証）。
- 4 そこで，申立人は，令和〇〇年〇〇月〇〇日，代表取締役〇〇〇〇に対し，招集の理由を記載した内容証明郵便による書面をもって，申立ての趣旨記載の決議を目的である事項とする株主総会の招集を請求した（甲第4，5号証）。注5
- 5 しかし，その後今日に至るまで，代表取締役〇〇〇〇は，株主総会招集の手続を怠っている（甲第6号証）。注6
- 6 よって，申立人は，会社法297条4項に基づき，申立ての趣旨記載の決議を目的とする臨時株主総会の招集の許可を求める。

証拠書類

甲第1号証	履歴事項全部証明書
甲第2号証	定款
甲第3号証	株主名簿記載事項証明書注7
甲第4号証	株主総会招集請求書（内容証明郵便）注8
甲第5号証	郵便物配達証明書

甲第6号証 陳述書注9

添付書類

相手方の履歴事項全部証明書	1通
申立書副本	1通
委任状	1通
甲号証写し	各2通

以上

注1 このほかに、書類等の送付のための郵便切手の予納が必要です。

注2 関係人である株式会社の本店所在地の地方裁判所が管轄裁判所になります。なお、東京地方裁判所の管轄は、東京23区及び伊豆諸島、小笠原諸島の島しょです。それ以外の東京都の地域は、東京地方裁判所立川支部（〒190-8571 東京都立川市緑町10番地の4）になります。

注3 株主総会の招集請求には、株主総会の目的である事項（議題）を示す必要があります（会社法297条1項）。

注4 申立人の持株要件について

(1) 公開会社の場合

6か月（定款でこれを下回る期間を定めている場合は、その期間）前から引き続き総株主の議決権の100分の3（定款でこれを下回る割合を定めている場合は、その割合）以上の議決権を有する株主が株主総会の招集を請求することができます（会社法297条1項）。

※ 公開会社とは

その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のこと（会社法2条5号）。

(2) 非公開会社の場合

総株主の議決権の100分の3（定款でこれを下回る割合を定めている場合は、その割合）

以上の議決権を有する株主が株主総会の招集を請求することができます（会社法297条2項）。なお、上記書式例は、非公開会社の場合の記載例となっています。

(3) 特例有限会社の場合

定款に別段の定めがある場合を除き（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律14条1項ただし書），総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が株主総会の招集を請求することができます（同法14条1項）。

注5, 6 申立ての要件について（会社法297条1項）

申立てをするには、次の(1), (2)のいずれも満たす必要があります。

- (1) 上記注4の持株要件を満たす株主が、取締役（代表取締役が選任されている場合は代表取締役）に対し、株主総会の招集を請求したこと。
- (2) (1)の招集請求の後遅滞なく招集の手続が行われないこと、又は招集請求があった日から8週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集の通知が発せられないこと。

注7 申立人の持株に関する証明書としては、①個別株主通知の申出受付票・個別株主通知済通知書（相手方が上場会社の場合）、②〇〇株式会社の株券、③株主名簿、④会社が発行する証明書、⑤原始定款及び⑥株金払込領収書などが考えられます。

注8 株主総会招集請求書（内容証明郵便）の記載例。株主総会招集請求書に記載された株主総会の目的である事項と、申立ての趣旨に記載された招集の許可を求める株主総会の目的である事項は原則として一致する必要があります。

注9 総会招集手続を怠ったことの証明書としては、関係人である株式会社の会社役員や他の株主の陳述書などが考えられます。